

舞鶴工業高等専門学校 学校いじめ防止基本方針

制定 平成27年3月4日

1. 基本方針

(1) 基本理念

いじめは、それを受けた学生の間人としての尊厳を侵害する行為であり、最悪の場合にはその生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの認識を持ち、いじめの未然防止・早期発見に努め、いじめが確認された場合には迅速かつ組織的に問題の解決に取り組むものとする。

(2) いじめの定義

いじめとは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

学生は、いかなる理由があろうとも、いじめと見なされる行為を行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、学生が互いを尊重し認め合う人間関係の構築を目指し、いじめの未然防止に努めなければならない。また早期発見に努め、いじめ行為が認められた場合もしくは疑われる場合には、迅速かつ組織的にこれに対処し、更にその再発防止に努めなければならない。

2. 学校におけるいじめの防止

- ① いじめを生まない学校づくりをするため、「いじめ防止対策部会」を設置し、校長を中心とした指導体制のもと、特定の教職員だけでなく全教職員がいじめ防止に努めるものとする。
- ② 研修などを通じ、いじめに関する指導上の留意点などに対する理解を深め、教員の指導力向上を図る。
- ③ いじめ防止や人権教育の充実等とともに、自己肯定感や社会性、共感的人間関係を育成するための指導を行い、人権意識、道徳的実践力の育成を図る。
- ④ 保護者や後援会、地域の関係機関とともに、学校だけに止まらない対策を推進する。
- ⑤ いじめ防止基本方針の周知を図り、共通理解を得る。
- ⑥ 「いじめ防止対策部会」は、いじめ防止に関する取組の状況について継続的な評価を行い、改善に努めるものとする。
- ⑦ 学生の自主的取り組みを推進する。

3. いじめの早期発見のための措置

- ① 教職員は学生を観察し、教職員間相互の情報交換に努め、学生の教室、クラブ、学寮内での状況を把握するよう努める。
- ② 学生に対する定期的なアンケート調査や個人面談を通じ、学生の生活実態等について把握する。
- ③ 学生相談室について、学生に継続的に周知し、学生自身からの相談などを通して、いじめの早期発見に努める。
- ④ 担任による個人面談や保護者面談を通して、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ 学外の専門家と連携を図って校内の相談体制を整備するとともに、学校以外の相談窓口等についての周知広報を継続的に行なう。

4. いじめに対する実際の対応

- ① 教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかに止めさせることを最優先とする。いじめと疑われる行為がある場合は、早い段階から介入する。
- ② 教職員が学生や保護者からいじめの相談や訴えを受けた場合は、真摯な対応を行う。いじめを受けた学生や通報者の安全を確保する。
- ③ いじめを発見したり、通報を受けた教職員は速やかにいじめの防止対策部会へ報告し、当該組織を中心とした関係教職員が共同して対応を行う。
- ④ 事情聴取にあたっては、複数の教職員で実施し、事実確認のみであり、プライバシーの侵害がないようにする。調査を通じ、迅速かつ正確に事実関係を把握するとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する。
- ⑤ いじめを行ったとされる学生から事情聴取を行い、いじめが確認された場合、学校はいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、孤立感や疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、学外の公的機関等の連携による措置も含め毅然とした対応を行う。保護者へ正確な情報を確実に伝え、継続的な助言を行う。
- ⑥ いじめを受けた学生へは、心のケアや授業等における柔軟な対応等を行い、いじめから守る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。保護者へ正確な情報を確実に伝え、今後の対応等について情報共有を行う。

- ⑦ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ⑧ インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、学外の公的機関等と連携する。

附則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。